

千葉市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉市職員措置請求（27千監（住）第1号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成27年12月18日

千葉市監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	村	尾	伊	佐夫
同	森		茂	樹

目次

第 1	請求の受付	1
1	請求の要旨	1
2	請求人	4
3	請求書の提出日	4
4	請求の要件審査	4
第 2	監査の実施	4
1	監査の対象事項	4
2	監査対象部局	4
3	請求人の証拠の提出及び陳述	4
4	関係職員等の陳述	4
5	関係人に対する事情聴取	5
第 3	監査の結果	5
1	事実の確認	5
(1)	千葉朝鮮学園及び千葉朝鮮初・中級学校について	5
(2)	千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱制定の経緯について	6
(3)	本件補助金支出の根拠法令等について	6
(4)	千葉朝鮮学園に支出された本件補助金について	7
2	監査対象部局の陳述	9
(1)	美術展の実施主体について	9
(2)	芸術発表会における地域住民への周知について	10
(3)	本件補助金額の算定における市補助金以外の収入の取扱いについて	10
(4)	千葉朝鮮学園振興協議会代表者会議における千葉市の発言の趣旨について	11
(5)	本件補助金の交付決定における補助対象団体の健全性の審査について	11
(6)	千葉朝鮮学園に対する本件補助金の支出が「公益上必要」と認められるか否かについて	11
3	関係人調査	12
(1)	美術展における千葉朝鮮学校と実行委員会の役割分担について	12
(2)	芸術発表会当日における事前申込みをしていない人の入場の可否について	12
(3)	芸術発表会のプログラムにおける広告掲載の実態について	13
(4)	寄附金の募集及び受入方法について	13
4	判断	14
(1)	本件補助金支出における補助金交付要綱等違反の有無について	14
ア	本件美術展は、補助金交付要綱第 3 条に規定する「外国人学校が実施する学校行事」として認められるか否か	14
イ	美術展及び芸術発表会の実施に際し、補助金交付要綱第 3 条第 1 号に規定する地域住民への周知性が認められるか否か	15

ウ	補助金交付要綱第10条に基づき提出された収支決算書が、その内容に虚偽を含んだものであると認められるか否か.....	18
エ	本件補助金支出における千葉市補助金等交付規則違反の有無について.....	21
(2)	補助金交付要綱の公益性並びに本件補助金支出における公益性及び必要性の有無について.....	23
ア	補助金交付要綱の公益性について.....	23
イ	本件補助金支出における公益性及び必要性について.....	26
	(ア) 本件補助金支出の公益性について.....	26
	(イ) 本件補助金支出の必要性について.....	27
5	結論.....	29

第1 請求の受付

1 請求の要旨

本件監査請求の要旨は次のとおりである（以下、個人情報を除き、原文のまま掲載）。

1 請求の要旨

- (1) 千葉市長は千葉市花見川区浪花町 965 番地にある学校法人千葉朝鮮学園（以下、「朝鮮学校」という。）に対し、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）（証 1）に基づき、平成 27 年 4 月 23 日付請求書により、金 414,000 円を支払った。（証 2）
- (2) 朝鮮学校は、「第 43 回在日朝鮮学生美術展」（以下、「美術展」という。）及び芸術発表会を補助金交付要綱の対象とし、平成 26 年 9 月 1 日付で「外国人学校地域交流事業補助金交付申請書」（以下、「申請書」という。）及び「事業計画書兼収支予算書①及び②」を提出し、その交付金額を金 500,000 円とした。（証 3）
- (3) 美術展は、在日朝鮮学生美術展覧会実行委員会の主催により千葉市美術館市民ギャラリーに於いて平成 26 年 12 月 9 日～14 日まで開催し、朝鮮学校は、この美術展を「千葉展ーウリハッキョと千葉のともだち展」（証 4）と称して補助金交付要綱の対象とした。
- (4) また、朝鮮学校は、「芸術発表会」（証 5）を千葉市美浜文化ホールに於いて平成 27 年 2 月 21 日に開催し、補助金交付要綱の対象とした。
- (5) 朝鮮学校は、平成 27 年 3 月 31 日「千葉市外国人学校地域交流事業実績報告書」（証 6）を提出し、補助事業の経費精算額を金 414,696 円とし、千葉市は同年同日「千葉市外国人学校地域交流事業補助金額確定通知書」で補助金の確定額を金 414,000 円と通知した。（証 7）
- (6) 「美術展」について
美術展はポスター（証 4）で分かるとおり、主催は在日朝鮮学生美術展覧会実行委員会によるもので、全国を巡回する展覧会（証 8）であり、朝鮮学校は千葉展に於ける窓口にすぎず、美術展を誘致したに過ぎない。
補助金交付要綱第 3 条（証 1）では、「補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は外国人学校が実施する行事」と定められており、朝鮮学校が主催となっていない美術展は、第 3 条に定める「外国人学校が実施する学校行事」に該当しない。
- (7) 「芸術発表会」について
補助金交付要綱第 3 条（1）では、「地域住民に広く周知され、その参加を促していること。」、同（2）では、「児童又は生徒が音楽、舞踊、演劇、伝統芸能その他の芸術及び芸能を実演又は展示し、これを地域住民が鑑賞する機会が設けられていること。」とある。（証 1）
芸術発表会は、「千葉市政だより全市版」及び「花見川区版」に掲載はなく、開催された千葉市美浜文化ホールのスケジュールにも「一般貸出」と記されていた。
「一般貸出」の件について、請求者が「公開質問状」（証 9）にて回答を求めたところ、朝鮮学校は、「ホールの座席数に限りがあることから、事前申し込み制としたため」

(証 10) と回答している。

しかし、芸術発表会のチラシ (証 5) には、「観覧席が満席になり次第、入場制限および受付終了とさせていただきます。」とあることから、ホールの座席数と「一般貸出」としたことには関連性が無いのは明白である。

「一般貸出」としたことで、「地域住民が鑑賞する機会」が失われたのであり、「地域住民に広く周知」されたとは言えない。

(8) 「芸術発表会」の収支決算について

補助金交付要綱第 10 条では、収支決算書の提出を求めている。(証 1)

芸術発表会では、会場でプログラム (証 11) が配られており、表紙の裏の広告を含め 19 頁にわたり広告が掲載されている。

しかし、収支決算書には、広告の収入が記載されておらず、広告収入を隠蔽している。

それぞれの広告には朝鮮学校の芸術発表会を祝う祝辞が記されていることから、芸術発表会に関連して広告料を支払い、応援しているのは明白である。

本来であれば、事業費から広告収入を引いた金額を決算するべきである。

広告料に関して「発表会の収支決算書において、プログラムに掲載された広告料の収入が記されていないが、その理由について、千葉朝鮮初中級学校から説明を受けたか。」との請求者の質問 (証 9) に対し、「芸術発表会は、学校行事として実施されたものであり、学校が負担した経費については、他の学校運営経費同様、特定の財源を充当していないため」との朝鮮学校の回答である。

しかし、芸術発表会に対する応援広告であり、応援する形として広告料を支払っているのは明白であることから、朝鮮学校が提出した芸術発表会の収支決算は虚偽を含んだものである。

なお、請求者は、平成 27 年 10 月 21 日に千葉市こども企画課の鈴木課長補佐との面談で、朝鮮学校から収支決算書の訂正が出されていないことを確認した。

このことは、朝鮮学校が広告収入を意図的に計上していないことの表れである。

(9) 千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付について

朝鮮学校に対する補助金の交付は、日本国政府の方針に逆行している。

そもそも、千葉市は「千葉朝鮮学園振興協議会」の会長市であり、自ら解散をすることを提案し、解散に至っている。(証 12)

平成 25 年 2 月 28 日に行われた「千葉朝鮮学園振興協議会代表者会議」で、「負担金が発生するのは千葉市のみであり、振興協議会に負担金を支払い、振興協議会からの補助として執行することに対し、市民等の理解が得られない」(証 12) と発言している。

また、朝鮮学校が、(株)整理回収機構によって資産仮差押えを受けていることも、何ら解決しておらず、千葉市の、資産仮差押えの事実確認に対する朝鮮学校からの対応もなく不誠実である。

然るに、熊谷俊人千葉市長は、「千葉朝鮮学園振興協議会」を解散した翌年度に、早くも朝鮮学校への補助金制度を設け、千葉市民が分かりにくい「外国人学校」と名称を変えている。

「市民等の理解が得られない」と解散した翌年度に、市民等が朝鮮学校だと分かりにくい「外国人学校」と名称を変えただけである。

このことは、熊谷俊人千葉市長自身が、朝鮮学校という名前であると「市民の理解が得られない」ということを理解している表れである。

付け加えれば、補助金交付要綱は朝鮮学校の為に作られた制度であるのは、対象になる学校の財政等の健全性を問わないことから明白である。

千葉市の全ての補助金制度は、その運営に関し健全性を求めている。

(株)整理回収機構の仮差押えを受けている朝鮮学校が健全な学校運営を行っていないのは明白であるが、千葉市は、仮差押えについての事実確認及び問題解決への対応がなされていない不誠実な状態でも、朝鮮学校への補助金支出に躍起である。

校地等が仮差押えの状態であり、明らかに財政状況が不良である朝鮮学校に千葉市民の血税を垂れ流しているのが、現在の千葉市である。

(10) 朝鮮学校について

朝鮮学校の教員は、大多数が朝鮮大学校の卒業生であり、朝鮮大学校が各種学校であるため、正規の教員免許は所持していない。

現在の朝鮮学校の教育内容は、日本の教育基本法に沿った内容で行われておらず、朝鮮学校で使う教科書の最終決定権者は金正日である。

そして、朝鮮学校は日本の学校の規定に縛られる事なく、独自の教育を行う為に設立された教育機関であり、自ら望んで各種学校としている。

そのためカリキュラム・教育方針ともに日本の学校の規定に当てはまらないのは当然であり、独自の教育を行う為にあって 1 条校の枠組みに入らなかった朝鮮学校を、「1 条校と区別するのは不当だ」と、差別にすり替えるのは誤りである。

日本では、国籍に関係なく誰でも義務教育は受けられる。

しかも、不法滞在の外国人の子供でも、義務教育を受ける権利があるとしているのが日本国である。

母国である北朝鮮の民族教育を行うということには賛同するが、地方自治体が特別の計らいで補助金等で優遇してはならない。

また、韓国人・朝鮮人によって運営されている財団法人朝鮮奨学会では、学校教育法第 1 条に規定する学校を奨学援護対象としており、各種学校である朝鮮学校を奨学援護対象としていない。(証 13)

これは、在日韓国人・朝鮮人が朝鮮学校に対し、公益性を認めていないという証左であり、その朝鮮学校に千葉市の公金を支出するのは不条理である。

このように、北朝鮮本国及び朝鮮総連の影響下にある朝鮮学校へ補助金を支出する行為は市民だけでなく、拉致被害者及びその家族、日本国民全体を愚弄する行為であり、何の公共性も見出せない無駄な支出である。

また、補助金交付要綱にも意図的な瑕疵があることは上記 (9) で述べたとおりであるが、上記 (6) 乃至 (8) から補助金交付要綱に係る朝鮮学校への平成 26 年度の補助金の支払いは不当である。

よって監査委員は、千葉市長に対し次のとおり勧告することを求める。

「千葉市長は朝鮮学校に対し、支払った金 414,000 円の返還を求めること。」

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成 27 年 10 月 27 日

千葉市監査委員殿

(請求書添付の「事実証明書」略)

2 請求人

千葉市稲毛区住民 1 名

3 請求書の提出日

平成 27 年 10 月 27 日

4 請求の要件審査

本件監査請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成 27 年 4 月 23 日付千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付請求書に基づき、千葉市が学校法人千葉朝鮮学園（以下「千葉朝鮮学園」という。）に対し支出した千葉市外国人学校地域交流事業補助金（以下「本件補助金」という。）が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

2 監査対象部局

こども未来局を監査対象部局とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対し、平成 27 年 11 月 18 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人はこれに欠席し、新たな陳述や証拠の提出はなかった。

4 関係職員等の陳述

平成 27 年 11 月 18 日、こども未来局の職員から陳述の聴取を行った。

5 関係人に対する事情聴取

自治法第199条第8項の規定に基づき、平成27年11月25日、関係人である千葉朝鮮学園理事長及び千葉朝鮮初・中級学校校長の2人から事情聴取を行った。

このほか、関係人として、財政局、市民局及び教育委員会の職員並びに公益財団法人朝鮮奨学会から事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 千葉朝鮮学園及び千葉朝鮮初・中級学校について

ア 千葉朝鮮学園について

千葉朝鮮学園は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の規定による「専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人」（以下「準学校法人」という。）として、昭和42年8月23日付で千葉県知事の認可を受けている。認可に当たっては、「1 日本国憲法、教育基本法等国内法を遵守し、公共の利益を守り、公の秩序に反しない教育をすること。 2 外国人学校として、日本国との友好と親善に資する教育をすること。」との条件が付されている。

千葉朝鮮学園の寄附行為第3条（目的）において、「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、私立各種学校を設置し、朝鮮人子女に対する民族教育を行い、在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会で活躍しうる人材を育成することを目的とする。」とされている。

イ 千葉朝鮮初・中級学校について

千葉朝鮮初・中級学校（以下「千葉朝鮮学校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校であり、県内で唯一の朝鮮学校である。設置者は千葉朝鮮学園で、昭和40年12月15日付で千葉県知事から認可を受けて設置されている。

千葉朝鮮学校の学則第1条（目的）において、「本校は、学校教育法にもとづき本校に入学する、在日朝鮮人子女に対し初等、中等の普通教育を施し朝鮮人として必要な教養をかん養し、併せて朝日両国民の親善に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」とされており、日本の小学校に当たる6年制の初級部及び日本の中学校に当たる3年制の中級部から構成されている。

入学資格について、初級部は、学齢に達した朝鮮民族児童、中級部は、朝鮮民族の子女で、初級部を卒業した者又は相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者とされている。

平成26年5月1日現在の千葉朝鮮学校の在籍児童及び生徒数は、初級部53人、中級部33人の合計86人であり、県内の千葉市外6市から日本における義務教育段階の朝鮮民族児童及び生徒が通学しており、そのうち千葉市からは初級部27人、中級部20人の合計47人が通学している。また、在籍児童及び生徒の国籍の内訳は、朝鮮籍28人、韓国籍55人、日本籍3人であり、そのうち千葉市に在住する児童及び生徒数は、朝鮮籍13人、韓国籍31人、日本籍3人の合計47人である。

教育課程は、初級部においては、国語、社会、朝鮮歴史、朝鮮地理、算数、理科、日本語、英語などの11課程とされ、中級部においては、国語、社会、朝鮮歴史、朝鮮地理、数学、理科、日本語、英語、情報などの13課程とされている。

(2) 千葉県外国人学校地域交流事業補助金交付要綱制定の経緯について

千葉朝鮮学園に対する助成については、昭和58年度から平成23年度まで、千葉朝鮮学校に在籍する児童及び生徒が居住する市町で構成する千葉朝鮮学園振興協議会（以下「協議会」という。）を通じて、教育研究経費、管理経費及び設備関係費を助成対象経費として行われていたが、会員市町の減少にともない平成25年3月に協議会を解散した。

協議会の解散後、千葉市は、他市の状況や朝鮮学校と朝鮮学校以外の外国人学校との間の公平性を踏まえ、朝鮮学校以外の外国人学校をも補助対象とすることが適当であると判断し、補助金の交付対象となる事業を、外国人学校が実施する学校行事のうち、児童及び生徒の地域住民との交流に資するもので、一定の補助要件に該当するものを補助事業として、平成25年12月1日、こども未来局長の専決により、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）を制定し、同日、施行した。

(3) 本件補助金支出の根拠法令等について

ア 本件補助金交付の根拠となる関係法令の規定

(ア) 私立学校法

準学校法人に対する補助の根拠規定として、私立学校法第64条第5項において準用する同法第59条（同法第64条第5項後段の規定による読み替え後の同法第59条）では、「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、準学校法人に対し、私立専修学校又は私立各種学校教育に関し必要な助成をすることができる。」と規定している。

(イ) 私立学校振興助成法

準学校法人に対する補助の根拠規定として、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第16条において準用する同法第10条では、「国又は地方公共団体は、準学校法人に対し、第四条、第八条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、以下略。」と規定している。

(ウ) 地方自治法

自治法第232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定している。

イ 本件補助金支出に関する千葉市関係規程

本件補助金は、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号）及び補助金交付要綱に基づき交付されている。

補助金交付要綱によると、外国人学校（本市に所在する各種学校であって、我が国に居住する外国人の子ども（学校教育法第1条に定める小学校又は中学校の児童又は生徒に相当する年齢の子どもに限る。）を教育するものをいう。）における地域交流の取組みを促進し、もって在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促すため、外国人学校が実施する学校行事のうち、児童及び生徒の地域住民との交流に資するものであって、補助金交付要綱第3条各号に規定される補助要件を満たすものについて、本件補助金を交付するとされている。

補助対象経費は、地域への周知・広報に係る経費、会場の確保・設営に係る経費並びに芸術及び芸能を実演するために児童又は生徒が使用する物品等の調達及び維持管理に係る経費のうち、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、委託料、施設機材等の使用料・賃借料、備品購入費及び負担金とされており、補助率は補助対象経費の10分の10、補助上限額は1校あたり年間50万円（ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とされている。

なお、平成27年12月1日現在、本件補助金の対象となる外国人学校は、千葉朝鮮学校1校である。

（4）千葉朝鮮学園に支出された本件補助金について

ア 本件補助金の補助対象事業について

（ア）在日朝鮮学生美術展千葉展

平成26年度の在日朝鮮学生美術展千葉展（以下「美術展」という。）は、平成26年12月9日から同月14日までの6日間、千葉市美術館市民ギャラリー全3区分を使用して開催された。入場料は無料である。

美術展は、千葉朝鮮学校の児童及び生徒による作品のほか、近隣小中学校の児童及び生徒による作品並びに全国を巡回する在日朝鮮学生美術展覧会（以下「巡回展」という。）の入選作品で構成されている。その展示方法は、どの作品が、千葉朝鮮学校の児童及び生徒の作品、近隣小中学校の児童及び生徒の作品又は巡回展の入選作品であるかが、来場者にわかるように展示されていた。

展示された美術作品数は計896点で、その内訳は、千葉朝鮮学校の児童及び生徒による作品170点、近隣小中学校の児童及び生徒による招待作品83点並びに巡回展の入選作品643点である。なお、巡回展の入選作品643点のうち、168点が千葉朝鮮学校の児童及び生徒の作品である。

美術展の周知に使用されたポスターにおける主催の表記は、巡回展用及び美術展用ともに在日朝鮮学生美術展覧会実行委員会（以下「実行委員会」という。）となっている。

(イ) 芸術発表会

平成26年度の芸術発表会は、平成27年2月21日に、千葉市美浜文化ホールメインホール（客席数：354席）で実施された。入場料は無料である。

当日、披露された演目は、音楽、舞踊及び演劇等の計18演目で、そのうち1演目については、花園中学校軽音楽部との合同発表となっている。

会場である千葉市美浜文化ホールの平成27年2月の月間スケジュール表における公演名の表記は「一般貸出」となっており、開場時間、開演時間及び入場方法等の項目の表記は「関係者のみ」となっている。

なお、「一般貸出」の表記については、利用者が月間スケジュール表への掲載を希望しない場合において、当該施設の指定管理者の自主公演による利用以外での利用であることを意味する表記である。

イ 本件補助金の補助対象事業実施に係る事業費について

本件補助金の実績報告における収支決算書によると、補助対象事業である美術展及び芸術発表会の実施に係る事業費は、以下のとおりである。

表1 事業費及びその内訳

	事業者負担額	市補助金充当額	事業費計
美術展	194,998円	213,765円	408,763円
芸術発表会	197,657円	200,931円	398,588円
計	392,655円	414,696円	807,351円
補助金確定額		414,000円	

ウ 千葉朝鮮学園に対する本件補助金交付決定の手続等について

本件補助金の平成26年度予算額は516,000円（款：民生費、項：児童福祉費、目：青少年育成費、節：負担金、補助及び交付金）であり、千葉市議会の議決を経て、平成26年度当初予算として措置されたものである。なお、補助金交付要綱では、1校当たりの年間補助上限額は50万円とされている。

支出負担行為、変更支出負担行為及び支出命令については、千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令（甲）第1号）第5条及び別表第1の規定により、こども企画課長が専決している。

千葉朝鮮学園に対する本件補助金交付決定及び財務会計行為の手続は、以下のとおりである。

表2 本件補助金交付決定及び財務会計行為の手続

本件補助金交付決定の手続			本件補助金交付に係る財務会計行為		
日付	内容	金額	日付	内容	金額
H26.9.1	交付申請書受理	申請額 500,000円			
H26.9.5	交付決定及び通知	決定額 500,000円	H26.9.5	支出負担行為	支出負担行為額 500,000円
H27.3.31	実績報告書受理	精算額 414,696円			
	交付額確定及び通知	確定額 414,000円	H27.3.31	変更支出負担行為	変更支出負担行為額 414,000円
H27.4.23	交付請求書受理	交付請求額 414,000円	H27.4.28	支出命令	支出命令額 414,000円
			H27.5.15	支出	支出額 414,000円

(注) 本件補助金交付に係る財務会計行為の表中日付欄に記載の日 (H27.5.15を除く。) は、決裁日である。

2 監査対象部局の陳述

(1) 美術展の実施主体について

実行委員会は、全国の朝鮮学校の美術の授業や部活動で制作された作品を審査するための集まりで、各朝鮮学校の美術教員が主な構成員となり、各朝鮮学校が経費を負担して、運営している。

千葉朝鮮学校は、美術展の開催に当たって、実行委員会から、巡回展の入選作品の貸出等による協力を受けているが、財政的な援助は一切なく、セレモニーやギャラリートーク等の企画及び会場確保、設営等の美術展の運営は、全て千葉朝鮮学校が主体となって行っている。

このことは、実績報告書に記載のとおり、千葉朝鮮学校が、チラシの作成から配付等の周知活動、花園中学校やその他の近隣小学校の児童及び生徒の作品の展示、花園中学校と千葉朝鮮学校、両校の美術部員の交流など、地域交流を図るための独自の取組みを企画、運営していること、実績報告書に添付された補助対象事業の領収書の宛名が千葉朝鮮学校となっていること、また、千葉市職員が、美術展を視察した際に、千葉朝鮮学校長が、開催者代表として、開会及び閉会のあいさつをしていたこと等から明らかであり、千葉市は、千葉朝鮮学校が美術を通じた地域交流を図るために美術展を実施したと認識しており、実行委員会が実施したとの認識は持っていない。

請求人は、美術展のポスターに「主催 在日朝鮮学生美術展覧会実行委員会」と記載されていることから、実行委員会が実施したのものであると主張しているが、美術展の企画や運営を千葉朝鮮学校が主体となって行っている以上、実行委員会がこの学校行事を実施したとすることは、実態に合致しないものである。

なお、千葉以外で開催されている展覧会についても、東京都など複数の朝鮮学校が

ある場合は、その学校間で実行委員会を立ち上げるケースもあるようだが、基本的には、各都市の朝鮮学校が実行委員会から巡回展の入選作品を借り受け、朝鮮学校が企画、運営していると聞いている。

(2) 芸術発表会における地域住民への周知について

千葉朝鮮学校は、芸術発表会の実施をフェイスブックで告知している他、チラシを500部作成し、花見川区役所、花見川図書館、花園公民館、近隣小学校及び近隣中学校などに掲示し、また、近隣住民へのチラシを配付しており、更に、近隣小中学校長等へ招待状を送付するなどにより、地域住民に広く周知しており、千葉市美浜文化ホールのスケジュール表への掲載内容を「一般貸出」としたことのみに基づいて「地域住民に広く周知」されたとは言えない等と主張する請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、「一般貸出」と表記されていることを問題としているが、千葉朝鮮学校からは、「芸術発表会の会場である千葉市美浜文化ホールでは、定員を上回る観覧者を入場させることができないため、ホールの定員約350席のうち地域住民分として50席程度を確保し、チラシ等に事前申込みが必要である旨を記載して、観覧希望者に事前に申し込んでいただくこととした」こと、「事前申込みとせず、入場自由とした場合、当日お越しいただくまでは、入場できるかどうか分からないので、満席となった場合には、せっかくお越しいただいたとしても、その場で入場を断ることになっては申し訳ないので、そういったことが起こらないように、事前申込みとした」こと、また、「ホールのスケジュール表の掲載内容についても、チラシ等で事前に申込みを受け付けていることから、入場自由と解釈されるような行事名の表記ではなく、「一般貸出」とした」旨を聞いている。

なお、芸術発表会のチラシには「観覧席の数に限りがございますので、観覧ご希望の方は本校までご連絡ください。2月17日（火）まで受け付けております。観覧席が満席になり次第、入場制限及び受付終了とさせていただきます。」と記載されている。

また、請求人は、芸術発表会は「千葉市政だより全市版」及び「花見川区版」に掲載されていないと主張しているが、そもそも、「住民への周知」は、補助要件であり、基本的には補助金請求者の責任でこれを実施すべきものであると考えている。

(3) 本件補助金額の算定における市補助金以外の収入の取扱いについて

補助金交付要綱には、補助対象経費から市補助金以外の収入を控除して補助金を交付すべきとする旨の規定はなく、交付申請、実績報告の添付書類として、収支予算書、収支決算書を提出すべきと規定している。

請求人の主張の意図が明らかではないが、仮に「収支決算書の提出を求めていること」をもって、市補助金以外の収入がある以上、補助金の額から市補助金以外の収入を控除すべきであると解釈しているとすれば、請求人の独自の解釈であって、採用することはできない。

なお、請求人が広告収入と主張するものが、収支決算書に記載されていない点については、「芸術発表会は学校行事として実施されたものであり、千葉朝鮮学校が負担した経費については、光熱水費や教員の人件費等、他の学校運営経費と同様に特定の財

源を充当していないため。」と千葉朝鮮学校から聞いている。

(4) 千葉朝鮮学園振興協議会代表者会議における千葉市の発言の趣旨について

千葉市が、平成25年2月28日に行われた「千葉朝鮮学園振興協議会代表者会議」で「負担金が発生するのは千葉市のみであり、振興協議会に負担金を支払い、振興協議会からの補助として執行することに対し、市民等の理解が得られない」と発言した趣旨は、負担金を支払う会員市、つまり、在籍児童及び生徒が居住している市が、本市のみであったことから、協議会方式にするメリットがないので、協議会を通した補助金では市民の理解が得られないという趣旨であり、このため、協議会を解散したものである。

請求人は、本件補助金について、「市民等が朝鮮学校だと分かりにくい「外国人学校」と名称を変えただけである。」「市長自身が朝鮮学校という名前であると市民の理解が得られないということを理解している表れである。」「補助金交付要綱は朝鮮学校の為に作られた制度である。」等と主張しているが、補助の対象を「外国人学校」としたのは、他市の状況や朝鮮学校と朝鮮学校以外の外国人学校との間の公平性を踏まえ、朝鮮学校以外の外国人学校をも補助対象とすることが適当であると判断したからである。

(5) 本件補助金の交付決定における補助対象団体の健全性の審査について

平成25年12月1日から施行した補助金交付要綱に基づく本件補助金は、用途を限定せず学校の運営全般を補助しようとする運営補助ではなく、補助金交付要件を満たす事業を実施した場合に、実際にその事業にかかった経費を審査した上で支給する事業補助の形態であり、学校の運営に対する補助であった千葉朝鮮学園振興協議会補助金とは異なるものである。

したがって、千葉朝鮮学園振興協議会補助金のような運営補助を行う場合は、(株)整理回収機構による資産仮差押え問題を把握する必要があると考えていたが、本件補助金は事業補助であるので、協議会解散直前の平成25年2月以降の(株)整理回収機構と千葉朝鮮学園との進捗状況は把握していない。

(6) 千葉朝鮮学園に対する本件補助金の支出が「公益上必要」と認められるか否かについて

自治法第232条の2に規定される「公益上必要」と認められるか否かの判断について、広島高裁平成13年5月29日判決は、「公益上の必要性の判断に当たっては、補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、地方自治法232条の2が地方公共団体による補助金等の交付について公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、右裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解するのが相当である。そして、地方公共団体の長が特定の事業について補助金を交付する際に行った公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱

又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。」と判示している。

また、千葉地裁平成23年10月11日判決及び神戸地裁平成26年4月22日判決は、「地方公共団体の長が社会的・地域的諸事情を総合的かつ合理的に勘案して政策的に判断するものであり、その判断には一定の裁量権が認められるというべきであって、その裁量を逸脱・濫用した場合に違法となるものと解されている。」と判示している。

これを本件についてみると、本件補助金の目的は「外国人学校に在籍する児童及び生徒が地域の人々との交流を通じて健やかに成長し、自立していくことが千葉市にとっても重要であることから外国人学校における地域交流の取組みを促進すること」ということであり、補助の対象は「外国人学校が実施する児童及び生徒と地域住民との交流に資する事業に要する経費」に限定されていること、本件補助金の額は議会の議決を経た予算の範囲内で定められ、その額は学校に対するヒアリングや制度の趣旨を踏まえた必要最低限度の額である50万円を上限に設定されており、さらに、本件補助金は、既に述べたとおり「地域住民に広く周知し、参加を呼び掛ける」等の補助金交付要綱の要件をいずれも満たしており、千葉市が「公益上必要」と判断したことは、不合理であるとはいえない。

3 関係人調査

関係人である千葉朝鮮学園理事長及び千葉朝鮮初・中級学校校長（以下「理事長等」という。）に対する調査において明らかにされた事項は、次のとおりである。

(1) 美術展における千葉朝鮮学校と実行委員会の役割分担について

実行委員会は、巡回展に出展する入選作品の審査を行っており、それ以外の会場設営、開催期間中の来場者の誘導、監視及び会場内の清掃並びに閉会後の撤去等、美術展の運営は、全て千葉朝鮮学校が行った。美術展の実施に当たって、実行委員会からの財政的援助は受けていない。

また、オープニングセレモニーでは、主催者代表として千葉朝鮮学校校長があいさつしたほか、実行委員会の審査委員長、花園中学校校長及び花見川区長が来賓あいさつを行った。

閉会式では、オープニングセレモニーと同様に千葉朝鮮学校校長及び来賓者（実行委員会の審査委員長を含む。）があいさつしたほか、花園中学校美術部員とお互いの作品の感想等を述べ合ったギャラリートークの様子を録画したものを上映した。

オープニングセレモニー及び閉会式の企画及び運営についても、全て千葉朝鮮学校が行った。

(2) 芸術発表会当日における事前申込みをしていない人の入場の可否について

芸術発表会については、会場である千葉市美浜文化ホールメインホールの客席数の

都合により事前申込み制としたため、同ホールのスケジュール表への表記を「一般貸出」としたが、当日、事前申込みをしていない人が来場し、入場を希望した場合は、客席が空いていれば入場可能である。

なお、平成26年度の芸術発表会については、客席には空きがあったため、入場希望者が来場した場合には入場可能であった。

(3) 芸術発表会のプログラムにおける広告掲載の実態について

芸術発表会のプログラムにおける広告掲載については、千葉朝鮮学校に対し、お金や物の寄附をしていただいた方達を掲載している。(なお、広告掲載者の寄附金額等について調査したが、理事長等からの説明はない。)

広告に掲載している方達のほとんどが千葉朝鮮学校の卒業生であり、そのほかに他県から引っ越してきて、その子供が千葉朝鮮学校に通っている保護者も含まれる。寄附者の多くは、毎年、継続して寄附を行って来ており、掲載する広告原稿も以前に掲載したものをそのまま使用して構わないという方が多いため、住所や電話番号等の内容に間違いがなければ、そのまま使用している。

また、寄附をしていただいた方達の中には広告掲載を希望しない方もいるため、全ての寄附者が掲載されているわけではない。

掲載する広告の大きさについては、ある程度、寄附金額に応じた振り分けをしているが、上記のとおり、寄附者全てを掲載しているわけではなく、また、寄附者によっては、広告は小さくてよいという方もおり、寄附金額と広告の大きさについては、必ずしも結び付きはない。

(4) 寄附金の募集及び受入方法について

千葉朝鮮学校の運営経費の財源は、千葉朝鮮学校に通う児童及び生徒の保護者からの授業料と寄附金以外にはほとんどなく、非常に苦しい運営状況である。

寄附金の募集のための要項等は作成していないが、年間を通じて寄附金は募っており、それに加えて、各学校行事の実施時期に合わせて寄附を募る時もある。

また、毎年、継続して寄附をしてくださる方達は、学校行事の実施時期が概ね固定されていることから、どの時期にどのような学校行事を行っているかを把握しているため、千葉朝鮮学校から改めて寄附を募集しなくても、自発的に寄附してくださる方達もおり、受入も決まった時期はなく、学校行事の終了後に寄附をしてくださる方もいる。

ただし、特定の学校行事の事業費に充当することを目的とした寄附金の募集は行っておらず、年間を通じて、学校運営経費(美術展、芸術発表会、運動会等の学校行事を含む。)に充当するための一般寄附金として募集及び受入を行っている。

一般寄附金を受け入れた際の受領書等の交付については、不要であるとの申出があった人には渡さないが、交付する場合の名目は、「寄附」又は「カンパ」と記載して渡している。

4 判断

(1) 本件補助金支出における補助金交付要綱等違反の有無について

請求人は、補助金交付要綱違反として、主催が千葉朝鮮学校ではない美術展は補助金交付要綱第3条に規定する「外国人学校が実施する学校行事」とは言えないこと、千葉市美浜文化ホールのスケジュール表の記載を「一般貸出」とした芸術発表会は補助金交付要綱第3条第1号に規定する「地域住民に広く周知され、その参加を促していること。」を満たしていないこと及び補助金交付要綱第10条に基づき千葉朝鮮学園から提出された収支決算書がプログラムに掲載された広告料の収入を記載していない虚偽を含むものであること等を主張するので、これについて、以下、順次検討する。

ア 本件美術展は、補助金交付要綱第3条に規定する「外国人学校が実施する学校行事」として認められるか否か

(ア) 請求人の主張

- a 美術展はポスターで分かる通り、主催は在日朝鮮学生美術展覧会実行委員会によるもので、全国を巡回する展覧会であり、朝鮮学校は千葉展に於ける窓口にすぎず、美術展を誘致したに過ぎない。
- b 補助金交付要綱第3条では、「補助金の交付対象となる事業は外国人学校が実施する行事」と定められており、朝鮮学校が主催となっていない美術展は、第3条に定める「外国人学校が実施する学校行事」に該当しない。

(イ) 監査対象部局の主張

- a チラシ等による地域住民への周知及び近隣小中学校との交渉等の事前準備、セレモニー及びギャラリートーク等の企画並びに会場確保及び設営等の運営は、全て千葉朝鮮学校が行っている。
- b また、実行委員会からは、巡回展の入選作品の貸出等による協力を受けているが、財政的な援助は一切なく、これらの事実から、美術展は千葉朝鮮学校により実施されたものと考えている。
- c なお、千葉以外で開催されている展覧会についても、基本的に、各都市の朝鮮学校が、企画及び運営を行っていると聞いている。

(ウ) 理事長等の説明

- a 実行委員会は、全国の朝鮮学校の美術教師15人で構成されており、巡回展の入選作品の審査や貸出等を行っているが、千葉市で開催された美術展を含む全国の個々の展覧会の運営に係る部分については関与していない。

したがって、会場設営、開催期間中の来場者の誘導及び清掃並びに閉会後の撤去等、美術展の運営に係ることは全て千葉朝鮮学校が行っている。また、オープニングセレモニーやギャラリートーク等の企画及び運営も全て千葉朝鮮学校が行っている。実行委員会からの財政的援助も受けていない。

- b ポスターの主催の表記については、全国の巡回展の主催は実行委員会であり、巡回展のポスターは実行委員会が作成したものである。

なお、千葉朝鮮学校は、平成26年度に初めて巡回展に参加し美術展を実施

したものであるが、美術展のポスターについては、千葉朝鮮学校が美術展を実施した実態と照らし、誤解を招く表記であったことから、2回目となる平成27年度の実術展のポスターについては、主催の表記を千葉朝鮮学校に修正した。

(エ) 監査委員の判断

- a 美術展における千葉朝鮮学校と実行委員会の役割分担について見てみると、監査対象部局及び理事長等の説明から、実行委員会は巡回展の入選作品の審査及び貸出等を行っているが、それ以外のこの美術展を開催するか否か、美術展開催までの準備、開催期間中の運営及び閉会後の撤去等については、全て千葉朝鮮学校が行っており、また、実行委員会からの財政的援助も受けていないと認められる。
- b そして、オープニングセレモニー及び閉会式においては、千葉朝鮮学校校長が主催者代表あいさつを行い、実行委員会の審査委員長は、来賓として来場及びあいさつをしている事実が認められた。
- c 以上のことから、ポスターにおける主催の表記については疑義のあるものとなっていたものの、美術展の実施に当たっては、千葉朝鮮学校が主体となって行われていた実態が認められる。

したがって、本件補助金の支出に当たり、美術展を千葉朝鮮学校が実施する学校行事であるとして、補助対象事業に該当するとした監査対象部局の判断は、補助金交付要綱に違反しているとは言えない。

イ 美術展及び芸術発表会の実施に際し、補助金交付要綱第3条第1号に規定する地域住民への周知性が認められるか否か

(ア) 請求人の主張

芸術発表会は、「千葉市政だより全市版」及び「花見川区版」に掲載はなく、開催された千葉市美浜文化ホールのスケジュールにも「一般貸出」と記されていた。

「一般貸出」の件について、請求者が「公開質問状」にて回答を求めたところ、朝鮮学校は、「ホールの座席数に限りがあることから、事前申し込み制としたため」と回答している。

しかし、芸術発表会のチラシには、「観覧席が満席になり次第、入場制限および受付終了とさせていただきます。」とあることから、ホールの座席数と「一般貸出」としたことは関連性が無いのは明白である。

「一般貸出」としたことで、「地域住民が鑑賞する機会」が失われたのであり、「地域住民に広く周知」されたとは言えない。

(イ) 監査対象部局の主張

- a 芸術発表会における地域住民への周知については、フェイスブックでの周知のほか、チラシを近隣小中学校、花見川図書館、花見川区役所、花園公民館に配付し、近隣住宅約300軒には学校の職員、児童及び生徒がポスティングしたことを確認している。また、近隣の小中学校校長等約80人に対し招待状を

送付したことも確認している。

- b 美術展における地域住民への周知については、千葉朝鮮学校の職員が近隣小中学校に直接チラシを配付するとともに、市内の全小中学校に配付し、また、千葉朝鮮学校の職員、児童及び生徒が近隣住民約450軒へのポスティングを行ったことを確認している。また、市内全図書館、市内全公民館、各区役所、近隣の駅及び商店街にポスターの掲示を依頼し、招待状を近隣の小中学校校長等約100名に送付したことも確認している。
- c 地域住民の定義について、補助金交付要綱には明確な規定はないが、千葉朝鮮学校周辺で暮らす方々はもちろんであるが、千葉朝鮮学校に通う児童及び生徒の半数以上が千葉市内に居住しており、千葉朝鮮学校と地域住民がお互いを理解し、交流することは、児童及び生徒の健やかな成長につながるだけでなく、市民にとっても有益であることから、市内全域の住民と考えている。
- d この考え方にに基づき、芸術発表会及び美術展それぞれにおける地域住民への周知状況を確認したところ、上記のとおり、芸術発表会については、会場である千葉市美浜文化ホールの客席数の都合上、特に千葉朝鮮学校周辺の住民に焦点を当てた周知となっているものの、フェイスブックでの周知や不特定多数の市民が訪れる公共施設へのチラシ配付等も行っていたことが認められ、また、美術展については、市内全域の各公共施設及び全小中学校等にポスターの掲示を依頼していた事実が認められた。
- e また、芸術発表会及び美術展それぞれの来場者数及びそのうち地域住民数を確認したところ、芸術発表会については来場者数約300人のうち地域住民数が53人であったこと、美術展については来場者数延べ約650人のうち地域住民数が約450人であったことがそれぞれ認められたことから、補助金交付要綱第3条第1号に規定する「地域住民に広く周知され、その参加を促していること。」が満たされていると認定した。
- f 請求人は、「一般貸出」と表記されていることを問題としているが、千葉朝鮮学校からは、「芸術発表会の会場である千葉市美浜文化ホールでは、定員を上回る観覧者を入場させることができないため、ホールの定員約350席のうち地域住民分として50席程度を確保し、チラシ等に事前申込みが必要である旨を記載して、観覧希望者に事前に申し込んでいただくこととした」こと、「事前申込みとせず、入場自由とした場合、当日お越しいただくまでは、入場できるかどうか分からないので、満席となった場合には、せっかくお越しいただいたとしても、その場で入場を断ることになっては申し訳ないので、そういったことが起こらないように、事前申込みとした」こと、また、「ホールのスケジュール表の掲載内容についても、チラシ等で事前に申込みを受け付けていることから、入場自由と解釈されるような行事名の表記ではなく、「一般貸出」とした」旨を聞いており、千葉市美浜文化ホールのスケジュール表への掲載内容を「一般貸出」としたことのみをもって「地域住民に広く周知」されたとは言えない等と主張する請求人の主張には理由がない。

(ウ) 理事長等の説明

芸術発表会については、会場である千葉市美浜文化ホールメインホールの客席数の都合により入場は事前申込み制としたため、同ホールのスケジュール表への表記を「一般貸出」としたが、当日、事前申込みをしていない人が来場し、入場を希望した場合は、客席が空いていれば入場可能である。

なお、平成26年度の芸術発表会については、客席には空きがあったため、入場希望者が来場した場合には入場可能であった。

(エ) 監査委員の判断

- a 地域住民の定義について、補助金交付要綱には明確な規定はないが、補助金交付要綱第1条によれば、「外国人学校が実施する児童及び生徒と地域住民との交流に資する事業」と規定されていることから、外国人学校が存在する周辺に居住する千葉市の住民を基本とし、学校行事の内容、規模及び参加者等、諸般の事情を考慮して、個々の学校行事に応じて判断されるべきものと考えられる。

したがって、この考え方に基づき、美術展及び芸術発表会において、補助金交付要綱第3条第1項に規定する「地域住民に広く周知され、その参加を促していること。」が満たされているか否かについて、以下、検討する。

- b 美術展及び芸術発表会における地域住民への周知については、監査対象部局が主張するとおり、近隣住民及び小中学校等へのチラシの配付等の事実が認められる。
- c また、地域住民の来場者数についても、美術展では約450人の来場が、芸術発表会では事前に確保していた50席を超える53人の来場が、それぞれあったことが認められるので、特別の事情がない限り、上記周知活動による一定の集客効果があったと認められる。
- d 芸術発表会の開催場所である千葉市美浜文化ホールのスケジュール表には「一般貸出」(即ち、千葉市美浜文化ホールの指定管理者の自主公演による利用以外の利用で、利用者が上記ホールのスケジュール表への公演名の掲載を希望しない場合の表記であり、千葉朝鮮学校が上記ホールに対し、スケジュール表には、「芸術発表会」との表記を記載しないように依頼したこと。)と表記したことが認められる。

しかし、芸術発表会の観客は一定の時間会場内にとどまるものである上、会場となったメインホールの客席数が354席であるのに対し、実際の来場者数が約300人で客席の約8割以上の者の実際の来場があったことを考えると、入場出来ない来場者が発生しないように同ホールのスケジュール表の表記を「一般貸出」としたこと、チラシにも「観客席の数に限りがございますので、観覧ご希望の方は本校までご連絡ください。」と記載したことにも、合理的理由があるので、これらをもって地域住民への周知性が阻害されたとみることはできない。

- e さらに、理事長等の説明によると、客席数の都合により、千葉市美浜文化ホールのスケジュール表の表記を「一般貸出」としたものの、当日、事前申込み

をしていない人が入場を希望した場合、客席が空いていれば入場可能とのことであり、地域住民の入場を拒む意図はなかったことが認められる。

- f したがって、本件補助金の支出に当たり、監査対象部局が地域住民への周知について交付要件を満たしているとした判断は、補助金交付要綱に違反しているとは言えない。

ウ 補助金交付要綱第10条に基づき提出された収支決算書が、その内容に虚偽を含んだものであると認められるか否か

(ア) 請求人の主張

補助金交付要綱第10条では、収支決算書の提出を求めている。

芸術発表会では、会場でプログラムが配られており、表紙の裏の広告を含め19頁にわたり広告が掲載されている。

しかし、収支決算書には、広告の収入が記載されておらず、広告収入を隠蔽している。

それぞれの広告には朝鮮学校の芸術発表会を祝う祝辞が記されていることから、芸術発表会に関連して広告料を支払い、応援しているのは明白である。

本来であれば、事業費から広告収入を引いた金額を決算するべきである。

広告料に関して「発表会の収支決算書において、プログラムに掲載された広告料の収入が記されていないが、その理由について、千葉朝鮮初中級学校から説明を受けたか。」との請求者の質問に対し、「芸術発表会は、学校行事として実施されたものであり、学校が負担した経費については、他の学校運営経費同様、特定の財源を充当していないため」との朝鮮学校の回答である。

しかし、芸術発表会に対する応援広告であり、応援する形として広告料を支払っているのは明白であることから、朝鮮学校が提出した芸術発表会の収支決算は虚偽を含んだものである。

(イ) 監査対象部局の主張

補助金交付要綱には、補助対象事業費から本件補助金以外の収入を控除すべき旨の記載はなく、本件補助金額の算定に当たり、本件補助金以外の収入は考慮していない。

請求人の主張の意図が明らかではないが、仮に「収支決算書の提出を求めていること」をもって、市補助金以外の収入がある以上、補助金の額から市補助金以外の収入を控除すべきであると解釈しているとすれば、請求人の独自の解釈であって、採用することはできない。

なお、本件補助金の支出後に千葉朝鮮学校に確認したところ、広告掲載に係る広告料収入ではなく、学校運営のために一般寄附を行ってくれた方達への感謝の意味で掲載していると聞いている。

(ウ) 財政局の説明

千葉市の補助金制度において、事業補助を行う際の補助金額の算定に当たって、

当該事業に市補助金以外に収入がある場合にこれを控除すべきかどうかは、当該補助金の交付目的を踏まえ、補助金額からの控除の有無を判断すべきと考えている。

したがって、事業補助の予算査定においては、当該補助制度の目的等に照らし、必要な場合において、市補助金以外の収入を控除して査定しており、補助事業の実施により得られる収入などの補助金に優先して充当すべき収入については原則として控除しているが、補助金縮小により補助事業への影響が見込まれる場合や、企業立地促進事業補助金や中小企業資金融資利子補給のように補助制度の目的が市補助金以外の収入の控除を想定していないものについては控除していない。

なお、本件補助金の予算査定においては、本件補助金以外の収入の控除は行っておらず、予算編成時は、補助事業の実施に係る収入は見込まれていない。

(エ) 理事長等の説明

芸術発表会のプログラムに掲載されている方達は、千葉朝鮮学校の運営に対し寄附を行ってくれた方達であり、寄附に対する感謝の気持ちを込めて、広告を掲載している。広告が掲載されている方達のほとんどが千葉朝鮮学校の卒業生のほか、在日同胞等であり、毎年、継続して寄附を行ってくれている方が多い。掲載する広告原稿も、以前に掲載したものをそのまま使用して構わないという方が多いため、住所や電話番号等の内容に間違いがなければ、そのまま使用している。

一般寄附金の募集及び受入は年間を通じて行っているが、学校行事がある時期は寄附をお願いしやすいことから、学校行事の開催前後にもお願いすることがあるが、学校行事は恒例行事のため、寄附者が自ら学校行事の開催時期に寄附してくださることもある。ただし、これらはあくまで学校運営に充当するための一般寄附金として受けており、特定の学校行事の事業費に充当することを目的とした寄附金ではない。

したがって、収入として計上しているのは、学校運営全般の経常費に充当するための一般寄附金であり、事業収入としての広告料収入や特定の学校行事のための寄附金の募集及び受入は行っていない。

なお、実績報告における収支決算書の支出欄にプログラム作成経費が記載されていないのは、千葉朝鮮学校のコピー機等を使用して自ら作成したためである。

(オ) 監査委員の判断

- a 監査対象部局は、補助対象事業費から本件補助金以外の収入を控除すべき旨の規定がないことから、本件補助金額の算定に当たって、本件補助金以外の収入については考慮していないとし、請求人の主張は独自の解釈であると主張する。
- b しかしながら、監査対象部局の主張は是認することができない。その理由は、以下、述べるとおりである。

地方公共団体の予算の執行面における基本原則として、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達

成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定しており、その趣旨は、自治法第2条第14項に掲げる「最少経費による最大効果」の原則を、予算執行の立場から表現したものである。したがって、予算の執行に当たっては、個々の具体的な事情に基づいて判断し、最も少ない額をもって目的を達するように努めるべきことは、執行機関に課された当然の義務である。

したがって、補助金交付要綱には、本件補助金額の算定に当たって、補助対象事業における補助対象経費に充当することを目的とする本件補助金以外の特定の収入があった場合には、その収入額を補助対象経費から控除する旨の規定はないが、上記した「最少経費による最大効果」の原則の趣旨に照らせば、原則として本件補助金以外の収入を控除して本件補助金額を算定すべきことは明らかである。

c 次に、以上の考え方を前提に、本件補助金額の算定に当たって、控除すべき本件補助金以外の収入があったか否かについて、以下、検討する。

(a) 理事長等の説明によると、芸術発表会のプログラムに掲載されている広告は、千葉朝鮮学校に対して一般寄附を行ってくれた人達への感謝の気持ちを込めて掲載しているとのことである。

これら寄附者のほとんどは千葉朝鮮学校の卒業生のほか、在日同胞等であり、また、毎年、継続して寄附を行ってくれる人達が多く、掲載する広告原稿も、掲載の都度、広告掲載者と協議して決めているわけではなく、以前に掲載した広告の内容に間違いがなければ、そのまま使用しているとのことである。これらから、千葉朝鮮学校と広告掲載者との間には、一般的な広告掲載契約関係とは異なる特段の事情があるので、寄附者において寄附金の用途先を限定したものとみることはできない。

また、上記のとおり、寄附者に対する感謝の意味で広告を掲載していることや、寄附金額と広告の大きさに必ずしも結びつきがないこと、寄附者に交付する受領書等の名目は「寄附」又は「カンパ」と記載して渡していること等から、広告掲載と寄附金との間に対価関係があると認めることはできない。

さらに、制度上、寄附金の募集及び受入は年間を通じて行っており、学校行事の前後を問わず、寄附金を受け入れている状況が確認された。

そして、理事長等の「運動会、美術展、芸術発表会というイベントに名を借りて寄附金を集めた方が集めやすい。」という発言は、自然であって肯首できる。

したがって、本件広告に係る収入は一般寄附であると認められる。請求人が主張する広告収入ではなく、また、特定の学校行事の事業費に充当するための寄附金とも認められない。

(b) 請求人は、芸術発表会の収支決算書には広告の収入が記載されておらず、広告収入を隠蔽し、虚偽を含んだものであると主張するが、本件広告に係る収入は一般寄附であると認められるので、千葉朝鮮学園が提出した収支決算

書に記載すべき事項とは認められないから、広告収入を隠蔽し、虚偽を含んだものであるとは認められず、補助金交付要綱に違反しているとは言えない。

なお、収支決算書にはプログラムの作成経費も記載されていないが、理事長等の説明によれば、プログラムは千葉朝鮮学校のコピー機等を使用して自ら作成したためその記載がないというものである。

また、理事長等から、美術展においても、行事实施後に記録を残す目的で作成した図録に芸術発表会のプログラムと同様に広告が掲載されているとの説明があったが、これによれば、美術展の図録の広告についても、芸術発表会のプログラムの広告と同様の考え方に基づいて掲載しているとのことであり、調査の全趣旨から、美術展の図録に掲載されている広告に係る収入についても、一般寄附であると認められる。

(c) 以上により、芸術発表会という補助対象事業における補助対象経費に充当することを目的とする本件補助金以外の収入はなかったと認められるので、控除するものはないこととなる。

エ 本件補助金支出における千葉市補助金等交付規則違反の有無について

(ア) 請求人の主張

朝鮮学校に対する補助金の交付は、日本国政府の方針に逆行している。

また、朝鮮学校が、(株) 整理回収機構によって資産仮差押えを受けていることも、何ら解決しておらず、千葉市の、資産仮差押えの事実確認に対する朝鮮学校からの対応もなく不誠実である。

然るに、熊谷俊人千葉市長は、「千葉朝鮮学園振興協議会」を解散した翌年度に、早くも朝鮮学校への補助金制度を設け、千葉市民が分かりにくい「外国人学校」と名称を変えている。

「市民等の理解が得られない」と解散した翌年度に、市民等が朝鮮学校だと分かりにくい「外国人学校」と名称を変えただけである。

このことは、熊谷俊人千葉市長自身が、朝鮮学校という名前であると「市民の理解が得られない」ということを理解している表れである。

付け加えれば、補助金交付要綱は朝鮮学校の為に作られた制度であるのは、対象になる学校の財政等の健全性を問わないことから明白である。

千葉市の全ての補助金制度は、その運営に関し健全性を求めている。

(株) 整理回収機構の仮差押えを受けている朝鮮学校が健全な学校運営を行っていないのは明白であるが、千葉市は、仮差押えについての事実確認及び問題解決への対応がなされていない不誠実な状態でも、朝鮮学校への補助金支出に躍起である。

校地等が仮差押えの状態であり、明らかに財政状況が不良である朝鮮学校に千葉市民の血税を垂れ流しているのが、現在の千葉市である。

(イ) 監査対象部局の主張

平成25年12月1日から施行した補助金交付要綱に基づく本件補助金は、使

途を限定せず学校の運営全般を補助しようとする運営補助ではなく、補助金交付要件を満たす事業を実施した場合に、実際にその事業にかかった経費を審査した上で支給する事業補助の形態であり、学校の運営に対する補助であった千葉朝鮮学園振興協議会補助金とは異なるものである。

したがって、千葉朝鮮学園振興協議会補助金のような運営補助を行う場合は、(株)整理回収機構による資産仮差押え問題を把握する必要があると考えていたが、本件補助金は事業補助であるので、協議会解散直前の平成25年2月以降の(株)整理回収機構と千葉朝鮮学園との進捗状況は把握していない。

なお、請求人は、朝鮮学校に対する補助金の交付は、日本国政府の方針に逆行していると主張するが、これまでに朝鮮学校への補助の実施について、国からの指示や通知は来ていない。

(ウ) 財政局の説明

補助金交付対象団体の運営については、千葉市補助金等交付規則第4条及び第4条の2の各規定に基づき、補助金の交付が法令に違反しないかどうか、また、申請者が暴力団等である場合は交付決定の対象から排除することにより健全性を求めている。

また、財政面での健全性については、平成17年5月12日付財政部長通知「補助金の執行事務の適正化について(通知)」において、交付決定に当たっては、必要により交付先団体の財政状況も審査の対象として、必要に応じて補助金額の調整を行うこととしており、これは、主に補助金交付対象団体の運営・管理経費を対象とした補助金を念頭に置いており、交付先団体の財政状況を審査することにより、当該交付先団体の自立的な運営を促すことを趣旨としている。

(エ) 監査委員の判断

a 地方公共団体は、自治法第232条の2に規定される「公益上必要」の要件を満たせば、寄附又は補助ができると解されているが、法令は、その内容を具体的に定めていない。

b (a) 請求人が主張する健全性の具体的内容については明らかではないが、請求人が主張する(株)整理回収機構の仮差押えについては、調査の結果、その事実が認められた。

しかし、補助金に関する根拠規定である自治法第232条の2は「公益上必要」のみを規定し、本件のように学校施設に仮差押えをしている場合などにつき直接の言及はしていない。

よって、補助対象団体の財政的健全性は、独立の要素ではなく、「公益上必要」を判断する上での一要素と見れば足りることになる。

(b) そうすると、後記のとおり、「公益上必要」の有無は、各地方公共団体(最終的には、支出権限を有する長等)の判断によらざるを得ず、その判断は、特に社会通念上不合理な点がある場合又は特に不公正な点がある場合でない限り、これを尊重すべきこととなる。

本件事業補助金においては、補助事業の目的、効果、態様、当該事業を実施する団体の財政状況等諸般の事情を総合的に考慮して「公益上必要」の要件が満たされているかどうか、補助金交付の趣旨に則して事業が実施されたかどうかを関係法令に照らして審査することとなる。

そして、後記のとおり、本件補助金に関しては、自治法第232条の2の「公益上必要」は肯定できるものであるから、本件補助金の支出が、違法又は不当なものとはみることができない。

なお、請求人は、補助金の支出により、資産が残るような場合を念頭においているようであるが、本件補助金は、資産に関するものではなく、その事業によって費消され、かつ、補助金交付要綱が規定するように「在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促す」とか「外国人学校が実施する学校行事により、児童及び生徒の地域住民との交流に資する」という形で残るといった性質のものであるから、仮差押えや本差押えによって無駄になるものではない。

- c. 以上により、千葉朝鮮学園の資産が、(株)整理回収機構によって仮差押えを受けているとしても、本件補助金の支出は、それだけでは違法又は不当とみることができない。

(2) 補助金交付要綱の公益性並びに本件補助金支出における公益性及び必要性の有無について

ア 補助金交付要綱の公益性について

(ア) 請求人の主張

朝鮮学校の教員は、大多数が朝鮮大学校の卒業生であり、朝鮮大学校が各種学校であるため、正規の教員免許は所持していない。

現在の朝鮮学校の教育内容は、日本の教育基本法に沿った内容で行われておらず、朝鮮学校で使う教科書の最終決定権者は金正日である。

そして、朝鮮学校は日本の学校の規定に縛られる事なく、独自の教育を行う為に設立された教育機関であり、自ら望んで各種学校としている。

そのためカリキュラム・教育方針ともに日本の学校の規定に当てはまらないのは当然であり、独自の教育を行う為にあえて1条校の枠組みに入らなかった朝鮮学校を、「1条校と区別するのは不当だ」と、差別にすり替えるのは誤りである。

日本では、国籍に関係なく誰でも義務教育は受けられる。

しかも、不法滞在の外国人の子供でも、義務教育を受ける権利があるとしているのが日本国である。

母国である北朝鮮の民族教育を行うということには賛同するが、地方自治体が特別の計らいで補助金等で優遇してはならない。

また、韓国人・朝鮮人によって運営されている財団法人朝鮮奨学会では、学校教育法第1条に規定する学校を奨学援護対象としており、各種学校である朝鮮学校を奨学援護対象としていない。

これは、在日韓国人・朝鮮人が朝鮮学校に対し、公益性を認めていないという

証左であり、その朝鮮学校に千葉市の公金を支出するのは不条理である。

このように、北朝鮮本国及び朝鮮総連の影響下にある朝鮮学校へ補助金を支出する行為は市民だけでなく、拉致被害者及びその家族、日本国民全体を愚弄する行為であり、何の公共性も見出せない無駄な支出である。

(イ) 監査対象部局の主張

補助金交付要綱の公益性については、補助金交付要綱第1条に規定する「外国人学校における地域交流の取組みを促進し、もって在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促す」ことに加え、地域住民にとっても、外国人学校に通う児童及び生徒との交流により、異文化との理解・友好を促進するものとなっていることから、公益性があると認められると考えている。

(ウ) 監査委員の判断

地方公共団体の補助金支出の根拠規定は、自治法第232条の2であり、同条で定める「公益上必要」の要件を満たせば、地方公共団体は補助金を支出することができる。

「地方公共団体が寄附又は補助をするための「公益上必要がある場合」（地方自治法232条の2）の要件に関しては、様々な行政目的を斟酌した政策的な考慮が求められるから、各地方公共団体（最終的には支出の権限を有する長等）の判断によらざるを得ず、その判断は、特に社会通念上不合理な点がある場合又は特に不公正な点がある場合でない限りはこれを尊重することが必要である」と考えられ、「これを地方公共団体の長等の権限という面からみると、寄附又は補助が「公益上必要がある場合」の要件に適合するかどうかの判断については、長等にその裁量権が付与されており、その行使に逸脱、濫用がある場合には、当該寄附又は補助は上記の要件を満たさないものとして違法とされると説明することもでき」とし、「裁量権行使に逸脱、濫用がある場合とは、補助金の支出を決定した判断に則していえば、特に社会通念上不合理な点がある場合又は特に不公正な点がある場合にほかならない。」（『最高裁判所判例解説 民事篇 平成17年度（下）（7月～12月分）』財団法人法曹会：738頁）

上記に照らして、以下、補助金交付要綱及び千葉朝鮮学園に対する本件補助金の支出が「公益上必要がある場合」の要件に適合するか否かについて検討する。

a 補助金交付要綱第1条によると、本件補助金交付の趣旨は、「外国人学校における地域交流の取組みを促進し、もって在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促すため」と認められる。

また、補助金交付要綱第3条によれば、補助金の交付対象となる事業は、「外国人学校が実施する学校行事のうち、児童及び生徒の地域住民との交流に資するもの」と規定していることから、外国人学校に在籍する児童及び生徒のみならず、地域交流の相手方である地域住民をも対象としたものとなっていることが認められる。このようなことからすると監査対象部局の主張する児童及び生徒と地域住民との交流による異文化との理解・友好の促進についても、その効

果が期待できるものである。

b (a) 次に、請求人は、千葉朝鮮学校の教員が正規の教員免許を取得していないこと、教育内容が教育基本法に沿った内容で行われていないこと及び朝鮮学校が公益財団法人朝鮮奨学会の奨学援護対象になっていないこと等から、千葉朝鮮学園に対する本件補助金の支出に公益性がないと主張する。

(b) しかしながら、千葉朝鮮学校は学校教育法第1条に定める「学校」ではなく、同法第134条に規定する各種学校であり、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）第8条第2項によれば、「各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。」とされているのみで、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条第1項に規定する免許状の取得をその要件とはしていない。

また、千葉朝鮮学校は、学校教育法第134条に基づく各種学校として千葉県知事の認可を受けて設置されているものであり、私立学校法第64条第4項に基づく、千葉朝鮮学校の設置者である千葉朝鮮学園の法人設立認可に当たっては、「1 日本国憲法、教育基本法等国内法を遵守し、公共の利益を守り、公の秩序に反しない教育をすること。 2 外国人学校として、日本国との友好と親善に資する教育をすること。」との条件が付されており、入学案内のパンフレットによれば、日本の義務教育に当たる教育が行われていることが認められる。

そして、私立各種学校を設置する準学校法人に対する補助については、私立学校法第64条第5項において準用する同法第59条及び私立学校振興助成法第16条において準用する同法第10条の規定において認められている。

以上のような千葉朝鮮学校をとりまく法令の規定からすると、千葉朝鮮学校における教員の免許がないことや教育内容を根拠に本件補助金の支出に公益性がないとする請求人の主張は、認められない。

(c) また、請求人は、「公益財団法人朝鮮奨学会の奨学援護制度は、学校教育法第1条の規定する1条校を対象とするのみで、各種学校は奨学援護制度の対象としていない。」と主張する。

しかし、公益財団法人等が、どのような奨学援護を行うかは、その法人等の目的、資産、予算などその法人等の事情によるものであるから、これを本件補助金の違法又は不当なことを裏付ける資料の一つと見ることはできない。

c 以上のことから、補助金交付要綱には公益性が認められる。

よって、本件補助金支出の根拠となった補助金交付要綱については、自治法第232条の2に規定する「公益上必要」の判断について、特に社会通念上不合理又は特に不公正な点は認められない。

イ 本件補助金支出における公益性及び必要性について

(ア) 本件補助金支出の公益性について

補助金交付要綱に基づく本件補助金支出に当たり、その公益性が認められるか否かについて、以下、補助対象事業ごとに検討する。

a 美術展について

- (a) 美術展における展示作品計 896 点の内訳は、千葉朝鮮学校の児童及び生徒の作品 170 点、近隣小中学校からの招待作品 83 点並びに巡回展の入選作品 643 点（うち千葉朝鮮学校児童及び生徒の作品 168 点）であり、千葉朝鮮学校の児童及び生徒にとっても、近隣小中学校の児童及び生徒にとっても、国籍の異なる児童及び生徒が作成した作品に触れる機会となっており、異文化との交流が促進されていることが認められる。このことは、開催期間中に来場した地域住民についても、その国籍を問わず、同様のことが言える。
- (b) さらに、開催期間中の地域交流の機会として、来場者が作品を鑑賞した感想を紙に記入して貼り付けた「千の葉っぱコーナー」や、花園中学校美術部員とお互いの作品に対する思いや感想等を述べ合うギャラリートークが実施されており、展示作品を通じてのみならず、直接的なコミュニケーションを通じての交流機会も設けられており、児童及び生徒と地域住民との交流について、工夫を凝らしていたことが認められる。
- (c) なお、監査対象部局の視察記録によれば、会場内の掲示物や解説は、ほぼ全て日本語又は日本語併記で作成されており、地域住民との交流に資するような配慮が行われていた。
- (d) 以上のことから、美術展については、学校行事を通じた地域住民との交流の促進により、千葉朝鮮学校に在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促しているから「公益性」を満たすことが認められ、補助金交付要綱に合致するものである。

b 芸術発表会について

- (a) 監査対象部局の視察記録によれば、当日披露された 18 演目（演劇、歌、合奏及び舞踊等）については、千葉朝鮮学校児童及び生徒による民族舞踊や民族楽器の演奏など、朝鮮の伝統文化を題材とするものや千葉朝鮮学校の継続・発展をアピールする内容のものが多かったが、そのほかに花園中学校軽音楽部による楽器演奏が披露され、同演目では千葉朝鮮学校の児童及び生徒も舞台上がり、ともに発表する機会が設けられており、異文化との交流が促進されていたことが認められる。
- (b) また、芸術発表会当日の来場者数は約 300 人で、客席数 354 席に対し、8 割以上の来場者数であった。客席には招待者及び一般観覧者向けの座席が 50 席確保されており、来場者のうち 53 人が地域住民であり、地域住民にとっても異文化に触れる機会となったことが認められる。
- (c) 来場者の多くは千葉朝鮮学校の児童及び生徒の保護者等であり、披露された演目のほぼ全てが朝鮮語で発表されており、また、日本の文化を披露した

演目は1演目と、全体の演目数から見て、千葉朝鮮学校の児童及び生徒にとっては自国の文化と異なる文化に係る演目の割合は少ないが、地域住民に対し演目の紹介等は適宜日本語でアナウンスされ朝鮮語による演劇等の際には前方に設置されたスクリーンに台詞の日本語訳やあらすじ等が映写されるなどの処置が講じられていると認められるから、異文化をより理解するための配慮が行われていた。

- (d) 以上のことから、芸術発表会については、学校行事を通じた異文化との交流の促進により、千葉朝鮮学校に在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促しているから「公益性」を満たすことが認められ、補助金交付要綱に合致するものである。

以上のことから、本件補助金の支出については、その公益性が認められる。

(イ) 本件補助金支出の必要性について

次に、本件補助金支出に当たり、その必要性が認められるか否かについて、以下、検討する。

a 監査対象部局の主張

本件補助金の対象は「外国人学校が実施する児童及び生徒と地域住民との交流に資する事業に要する経費」に限定されていること、本件補助金の額は議会の議決を経た予算の範囲内で定められ、その額は学校に対するヒアリングや制度の趣旨を踏まえた必要最低限度の額である50万円を上限に設定されており、さらに、本件補助金は、「地域住民に広く周知し、参加を呼び掛ける」等の補助金交付要綱の要件をいずれも満たしており、千葉市が「公益上必要」であると判断したことは、不合理であるとはいえない。

b 理事長等の説明

千葉朝鮮学校の運営経費の財源は、千葉朝鮮学校に通う児童及び生徒の保護者からの授業料と寄附金以外にはほとんどなく、非常に苦しい運営状況である。平成26年度の法人収入は、50,639,740円でその内訳は、学生生徒等納付金収入が15,210,000円、寄附金収入が27,664,701円、その他の収入等が7,765,039円であり、寄附金が法人収入の5割以上を占めている状況である。また、法人支出は、50,639,740円でその内訳は、人件費が36,198,580円、教育研究経費が18,177,001円、その他の支出等が1,094,159円、期末未払金が△4,830,000円であり、美術展及び芸術発表会の事業費は、教育研究経費のうち行事費に含まれる。

なお、以前は千葉県からも補助金の交付を受けていたが、諸般の事情により、現在は交付を受けていない。

c 監査委員の判断

(a) 前記のように、補助対象団体の財政的健全性は、独立の要素ではなく、「公益上必要」を判断する上での一要素と見れば足りるものである。

本件事業補助金においては、事業の目的、効果、態様、当該事業を実施する団体の財政状況等諸般の事情を総合的に考慮して「公益上必要」の要件が満たされているかどうか、補助金交付の趣旨に則して事業が実施されたかどうかを関係法令に照らして審査することとなる。

(b) そこで、美術展及び芸術発表会の来場者数を見てみると、美術展では来場者数650人でそのうち地域住民数が約450人、芸術発表会では来場者数約300人でそのうち地域住民数が53人と、美術展及び芸術発表会ともに、児童及び生徒が多く地域住民と交流する機会を持ったことが認められる。

したがって、本件補助金の支出は、補助金交付要綱第1条の趣旨である「外国人学校の児童及び生徒の健やかな成長と自立の促進」に資するものであったことが認められる。

(c) また、収支決算書によると、学校行事全体の事業費は807,351円で、美術展及び芸術発表会の会場選定についても千葉朝鮮学校には体育館がないため、これら学校行事を同校で実施することは広さの面から困難であることや、幅広く地域交流の機会が持てることから、美術展については千葉市美術館市民ギャラリーで、芸術発表会については千葉市美浜文化ホールメインホールを会場に選定したこと等、実施の態様及び内容を比較しても妥当な範囲である。

本件補助金額は414,000円で事業費の約半額にとどまるものであり、本件補助金の充当先は使用料・賃借料、運搬費及び消耗品費であり、全て学校行事に使用され、収支決算書に添付された領収書に照らしても、学校行事に必要な範囲の支出であり、本件補助金が事業関係者に不正な利益をもたらすものではないから、不公正な点も認められなかった。

なお、美術展及び芸術発表会の参加者（千葉朝鮮学校及び近隣小中学校の児童及び生徒並びに来場者を含む。）1人当たりの本件補助金額を見ても、約400円と少額である。

(d) 次に、千葉朝鮮学校を運営する千葉朝鮮学園の財政状況についてみると、平成26年度の法人収入50,639,740円のうち、学生生徒等納付金収入が15,210,000円、寄附金収入が27,664,701円、その他の収入等が7,765,039円であったことが認められ、これによれば、千葉朝鮮学園の財政基盤は脆弱であり、寄附金により支えられていることが認められる。また、千葉県からの補助金の交付もなくなる等、その財政状況は増々厳しくなっていることが認められる。

(e) 以上の諸事実をみると、本件補助金の支出には、不必要な支出はなかったと認められる。

(f) 次に、補助金交付要綱第1条に規定する趣旨には公益性が認められること並びに美術展及び芸術発表会の内容が同趣旨に合致する内容であったことは、

上記のとおりであり、本件補助金額と本件補助金支出の目的の重要性とを比較しても、不合理な点は認められない。

(g) 以上のことから、本件補助金の支出については、その必要性が認められる。

よって、本件補助金の支出については、自治法第232条の2に規定する「公益上必要」の判断について、特に社会通念上不合理又は特に不公正な点は認められない。

5 結論

以上により、千葉朝鮮学園に対する本件補助金の支出については、違法又は不当な公金の支出とは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。